

遺言セミナーへのお誘い

相続法が次々へと改正され、今年の4月からは相続登記の義務化が施行されました。このような時代の流れの中で遺言に焦点をあててみました。

2019年より自筆証書遺言が改正されました。今まで全文自書、日付、氏名、印が原則でしたが、全文自書の所が変更になり、財産目録の部分はパソコンなどで作ったものでもよくなりました。

遺言作成の時 不動産ひとつとっても、地番、地目、地積、家屋番号などひとつひとつ記載し、この不動産は誰とか書いたり、4～5個位ある通帳の口座番号を間違いなく記載するのは書きなれている人はともかく高齢でやっとな字の書ける人にとっては無理と言うものでした。

多くの財産があればあるほど遺言に縁遠くなると言ってもかごんではありません。それが、少しですが財産目録を誰か別の人に作ってもらって番号等で相続人の財産に指定することができればずいぶん楽になります。

こうした大変な遺言書もあるものの、もっと身近に遺言書ができないかと思い、当事務所で遺言セミナーを開催します。“あなたも出来る遺言書”とうたっていますので研修を受ければ、あなたでもできます。

ぜひおみえください。